

第1回北海道地域農業特定技能協議会運営委員会
(議事要旨)

日 時：令和元年6月28日(金) 14時30分～16時00分

場 所：北海道庁 本庁舎7階 農政部第1中会議室

出席者：

1. 構成員

【制度所管省庁】

札幌出入国在留管理局 審査部門 統括審査官	北 晴美
北海道警察本部 刑事部 組織犯罪対策局 組織犯罪対策課 課長補佐	原 智則
北海道労働局 職業安定部 職業対策課 課長	杉本 秀司
北海道労働局 職業安定部 職業対策課 外国人雇用対策担当官	宮谷 朋弥

【事業所管省庁】

農林水産省 経営局 就農・女性課 経営専門官	高嶋 正幸
農林水産省 経営局 就農・女性課 経営専門職	四季 拓雅
北海道 農政部 農業経営局 農業経営課 課長	渡辺 稔之
北海道 農政部 農業経営局 農業経営課 主幹	花岡 弘毅
北海道 農政部 農業経営局 農業経営課 主査	今井 慎
北海道 経済部 労働政策局 雇用労政課 主査	荒木 祐亮

【特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

北海道農業法人協会 事務局	本西 誠亮
北海道農業協同組合中央会 JA総合支援部 営農支援担当課長	林 亮年
北海道農業協同組合中央会 JA総合支援部 主査	太田 慎太郎
一般社団法人 北海道農業会議 農政・業務担当部長	佐藤 匡紀

(オブザーバー)

北海道農政事務所 生産経営産業部 担い手育成課 課長	嶋宮 修
北海道農政事務所 生産経営産業部 担い手育成課 課長補佐	深澤 慎紀
北海道農政事務所 生産経営産業部 担い手育成課 係員	向川 栞

議事要旨：

1. 運営委員会の設置について

事務局から、北海道地域農業特定技能協議会運営委員会の設置について説明。「北海道地域農業特定技能協議会」運営要領(令和元年6月28日付北海道地域運営委員会決定第1号)について、提案のとおり協議が調った。主な意見は以下のとおり。

- ・他地域の協議会の構成員はどのようになっているのか。
- ・除名については、できる規定となっているが、何か判断基準等はあるのか。

2. その他

構成員である団体等から以下のとおり特定技能に関する現場の検討状況の報告があった。

北海道庁

- ・北海道庁では関係省庁の協力を得て、制度全般を周知するために道内4カ所において計5回の説明会を行った。今年の4月には、農業関係者を対象にして、制度だけでなく農業経営者に求められる労務管理を含めた研修会を行った。
- ・特定技能の検討状況については、道内の42法人から回答をいただき、技能実習2号から特定技能1号への移行について具体的に動いている法人がいくつかあることがわかったが、ほとんどの法人は技能実習2号から3号への移行を考えており、特定技能についてはこれから検討するか、現時点では考えていない状況。
- ・特定技能外国人材への住宅や通訳の確保などの支援義務がハードルになっているのではないかと危惧している。
- ・特定技能は受入れ人数に上限がなく、人材の取り合いになるのではないかと危惧している。

北海道農業協同組合中央会

- ・北海道内でも労働力不足が深刻化しており、多様な人材を活用する必要があるため、各農協でも特定技能での受入れに関心を持っている。
- ・道内で監理団体を担っている1農協が登録支援機関に認められたが、監理団体である農協は他にも十数カ所あるので、今後登録支援機関に申請する動きが増えるとみている。
- ・農業分野は直接雇用だけでなく、派遣形態も認められているので、派遣事業を模索している農協もある。
- ・課題としては、地域によっては制度の活用の判断がついていないため生産現場への周知が不足していると認識している。引き続き、制度の周知や活用の提案を進めていきたい。
- ・特定技能の意向調査も行っているため、その結果も踏まえて対応していく。

札幌出入国在留管理局

- ・全国段階の説明となるが、登録支援機関については6月7日時点で2167件の申請があり、462件の登録がなされた。
- ・在留資格申請については100件の申請があり、12件の証明書交付がされている。変更申請は48件申請があり、2件の許可がおりている。
- ・特例措置としての「特定活動」は223件の許可がおりている状況。
- ・北海道管内でもいくつか申請があるが、書類の不備が多くなかなか許可が出せないような状況。

最後に、事務局から、特定技能に関する農業者向けのパンフレットを作成したこと、全国段階の農業特定技能協議会の加入フォームについて公開されていること、特定技能についても今後優良事例の収集に努めていただきたいこと等の説明を行った。

以上